

## 概要

### ➤ 目的

- 条約水域におけるすけとうだら資源の保存、管理及び最適利用のための国際的制度を設立すること。
- ベーリング海におけるすけとうだら資源を、その最大の持続的生産を可能とする水準に回復し、及び維持すること。
- ベーリング海におけるすけとうだらその他の海洋生物資源に係る事実関係に関する情報を収集し及び検討することについて協力すること。
- 将来の必要に応じ、締約国が合意する場合には、条約水域におけるすけとうだら以外の海洋生物資源に関する保存管理措置の設定について審議するための場を設けること。

### ➤ 発効

1995年12月21日(日本加盟:1995年12月21日)

### ➤ 条約加盟国(6)

日本、米国、中国、韓国、ロシア、ポーランド

### ➤ 事務局所在地

事務局なし

### ➤ 対象魚種

すけとうだら

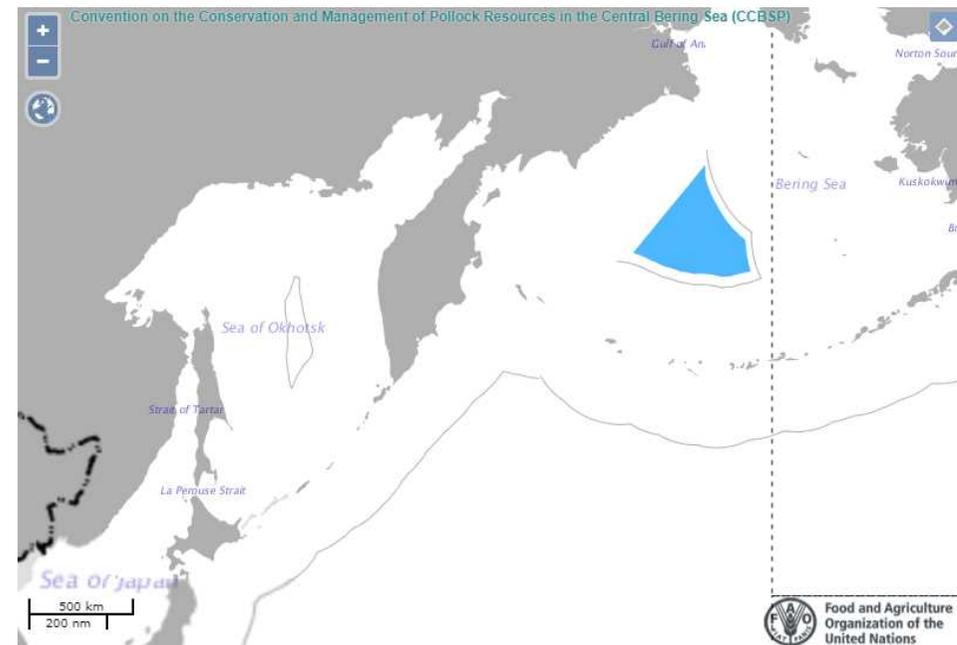
### ➤ 保存管理措置

すけとうだらの漁獲可能水準及び国別割当量の設定。

### ➤ その他

- 条約発効以来、商業漁獲に十分な資源量がなく、操業の一時停止が継続。
- 2010年以降、資源量に変化の可能性等がない限り、ビデオ電話・メール等の通信設備を用いて年次会合を実施。

## 条約適用水域



ベーリング海における沿岸国から200海里以遠の公海水域

## 我が国漁獲量

1993年以来、操業の一時停止が継続されているため漁獲量なし。